

令和7年度第1回松本医療圏 地域医療構想調整会議	資料 2
令和7年8月25日	

【協議事項】

医療型短期入所施設の指定に伴う有床診療所（6床）の設置について

1 開設予定の医療機関の概況

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく「医療型短期入所施設」（別添【参考資料】「短期入所施設の制度概要」参照）の新規開設（宿泊6名（6床）、日中受入れ6名）で、宿泊を受け入れる施設として指定を受けるため、有床診療所を開設する。

- ・診療所の名称：小児在宅診療所みなみ（併設：短期入所施設トゥービー）
- ・開設者：医療法人トゥービー（代表：南 希成）
- ・開設場所：安曇野市豊科南穂高1227番地
- ・診療科目：小児科（一般的外来診療は行わず、訪問診療のみ行う。）
- ・病床種別・病床数：療養、6床
(医療型短期入所事業の宿泊としての利用のみ（一般的入院は行わない。))
- ・開設予定日：2026年10月1日
- ・医療従事者：医師1名、看護師5名、介護士6名

2 設置する病床数の根拠

（1）設置が必要な理由

中信地域でも医療的ケア児の数は、絶対数は少ないながらも増加している。添付資料（【別添1】「ショートステイ開設申請資料2025」）のスライド3枚目に示した通り、最近10年間に県立こども病院で管理している在宅人工呼吸器利用者は20人近辺から60人以上と約3倍に増加している。

一方で、地域で利用できる福祉サービスは不足している。特に、泊りで預けることのできる短期入所施設としては城西病院と松本医療センターがあるが、十分ではない。このことは、【別添2】「医療的ケア児・者についてのアンケート2025年結果」を参照。7から11ページに示す通り、レスパイトの必要性についての要望は強く、また、それが不足していることが分かる。

また、近年の県立こども病院における家族のレスパイトを主目的とした評価入院については、2018年度 1472 人（延べ、以下同様）、2019年度 1442 人、2020年度 1069 人、2021年度 643 人だった（長野県立こども病院年報より）。1 件あたりの入院日数を 5～6 日間とすると、月あたり入院数は 2018 年度：20-24 人、2019 年度：15-20 人、2021 年度：9-10 人となる。2020 年度以降入院数が減少しているのは新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響もあるが、こども病院の在宅支援病棟（旧 2 病棟）が閉鎖されたこと自体も影響している。こども病院の長期計画から判断すると、レスパイト入院数は、今後さらに減少すると予想されるが、このニーズに対する地域の受け皿は整備されていない。

（2）設置病床数

設置病床数を 6 床とする理由は、ニーズから考えるとより多くの病床数が必要（※）と考えられるが、医療的ケア児へのケアは、1 体 1 の対応の場面も多く、夜間も十分な人員配置で対応すると、当法人が開設するクリニックの人員体制を考えると 6 床が最大と想定している。逆に、より少ない病床数では、キャンセル率も考慮すると、安定した運営ができないと考える。

（※）【別添 2】「医療的ケア児・者を対象としたアンケート 2025 年結果」の通り、短期入所・レスパイトの要望は大きい。回答数 54 名中、使用希望者は 8 割以上（45 名）を占める。これらの児・者が希望どおりの頻度、日数で夜間ショートステイを利用すると想定した場合、ベッド必要数は約 4-5 床/日となる。

なお、本アンケートは中信地域の患者会や養護学校の関係者のネットワーク等を通じて実施されたもので、網羅的なものではない。従って、県内の医療的ケア児・者のニーズの全てを反映してはおらず、実際は潜在的にもっと多くの利用希望者がいると推察される。

3 当院の現状について：

（1）病床利用率見込み

事業計画では、開設当初の宿泊利用者は 3 割程度の利用率を想定、試算している。施設開設と同時に 100% の規模で全面展開することは困難であるため、徐々に利用

数を増やしていく事業計画としている。

(2) 今後の果たす役割

地域で安心して泊りで預けることのできる施設があることで、医療的ケア児の家族の負担は軽減される。また、家族の社会参加も促される可能性がある。さらに言えば、身近な地域で医療的ケア児が生活していることを住民にも知り、関心を持って欲しい。

4 今後の医療需要の変化見込み

上に述べた通り、医療的ケア児・者の数に対して地域でのサービスが不足している。

今後、需要としては緩やかに増加すると見込まれる。

根拠は、県内の医療的ケア児の数の推移とアンケート結果等からすでに示した通り、

(1) 今後も医療的ケア児は緩徐に増加する、(2) 同様にレスパイト施設のニーズも増加すると予測されるからである。

5 病床設置にあたって、医師を含む医療従事者の確保見通し

小児科医が施設開設者となる。他に看護師 5 名、介護士 6 名を雇い入れる予定。

6 病床設置後の役割と他医療機関との連携について

県立こども病院や地域の医療機関との連携を取りつつ、また他の福祉施設とも協力体制を敷いて地域の福祉に貢献する。具体的には、訪問看護ステーションと協力し 24 時間 365 日の訪問診療体制を築くこと。また、こども病院などの病院と連携し、必要時には入院加療できる体制を整えること。また、他の福祉施設とは、質が良く十分量のサービスが提供できるように協力体制を敷くこと。

7 第 3 期信州保健医療総合計画第 5 編（医療提供体制のグランドデザイン）との整合

同計画中、第 5 編第 3 節に「役割分担と連携推進」の項があり、その中で「2 在宅医療体制」の項に「診療所・・・等を支援する地域型病院を中心とした連携体制の強化」が提起されている (P. 165)。同計画中の構図でいえば、当診療所の果たす役割は地域包括ケア体制の要となる機能（在宅医療の提供、レスパイトの施設の充実等）(P. 164、図 2) に該当すると思われる。

また、近隣には医療的ケア児・者の訪問診療を行う診療所はほとんどないため、当診療所がその役割を担うことが、安曇野市など松本周辺地域において質が高く適切な医療体制を提供する一助になると思われる。

8 長野県障がい者プラン 2024 との整合

同プラン第3章「重点的に取り組む施策」の重点施策2として、障がい者の「地域生活を支えるサービス基盤の充実」がある。ここで「現状と課題」として、「障がいのある人が希望する地域生活を実現・継続するためには、それぞれの地域において（中略）サービス提供基盤の充実を図ることが必要」である一方で、「特に重症心身障がい児（者）等が利用する医療型短期入所事業所は（中略）本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合」があると指摘されている（P. 29）。

さらに、「施策の展開・方向性」として「サービス提供基盤の整備促進」が掲げられており、その中に「レスパイトケアや緊急時の受け入れ等を行う短期入所サービスを身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を促進します。特に医療型短期入所については（中略）拡充を図る」（P. 30-31）と明言されている。まさに当施設はレスパイトや緊急時にも対応可能な医療型短期入所施設であり、施策の主旨に合致すると考える。

9 その他

- ・同様の短期入所施設は、長野県内にほとんどない。東長野、浅間総合、城西の各病院および松本医療センター等が一定数レスパイト入院を受け入れているが、不十分である。ここまで何度も示した通り、医療的ケア児・者へのアンケート結果より、県内のレスパイト施設が不足していることは明らかである。
- ・開設予定地は高速道路の安曇野インターチェンジ近くであり、中信地域のみならず全県からのアクセスが良好。従って、希望があれば北信や東信、南信からも利用していただくことが可能である。